

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第44号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>840</u>
	<省略>		<省略>	<省略>			
	第1種電話柱		<u>740</u>	第1種電話柱	<u>750</u>		
	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		
	第3種電話柱		<u>1,600</u>	第3種電話柱	<u>1,700</u>		
	その他の柱類		<u>74</u>	その他の柱類	<u>75</u>		
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メートル1年につき	<u>8</u>	
	地下電線その他 地下に設ける線 類		<u>4</u>	地下電線その他 地下に設ける線 類		<u>5</u>	
	路上に設ける変 圧器		1個1年につき	<u>730</u>		路上に設ける変 圧器	1個1年につき
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	1個1年	<省略>	<省略>	1個1年	<省略>	<省略>

	郵便差出箱及び 信書便差出箱	につき	620	郵便差出箱及び 信書便差出箱	につき	630
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	32
	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		67		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	68
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	90
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	140
	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	320
	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
	外径が1メートル以上のもの		890		外径が1メートル以上のもの	900
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	1,100
	地下に設ける通路		690		地下に設ける通路	680
	<省略>		<省略>	<省略>		<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
令第7条	<省略>	<省略>	<省略>	令第7条	<省略>	<省略>

第1号に掲げる物件	ア	<省略>	1基1月につき	<省略>	第1号に掲げる物件	ア	<省略>	1基1月につき	<省略>
	チ	その他のもの		1, 200		チ	その他のもの		1, 100
<省略>			<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 28を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.0 25を乗じて得た額
備考 1から8まで <省略>					備考 1から8まで <省略>				

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。